

Title	福祉用具開発の変遷と今後の方向性についての一考察
Author(s)	大重, 隆; 菅, 陽二; 齊藤, 勝二郎; 八木, 輝明
Citation	年次学術大会講演要旨集, 24: 184-187
Issue Date	2009-10-24
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/8607
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

○大重 隆、菅 陽二、齊藤 勝二郎、八木 輝明（NEDO技術開発機構）

1. はじめに

福祉用具とは「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年度法律第8号。以下「福祉用具法」という。）」に定められている通り、心身の機能が低下し日常を営むのに障害のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに装具のことをいう。同法において、福祉用具の研究開発及び製造を行う事業者は、厚生労働省が指定する法人から福祉用具の研究開発及び普及に係る助成を受けることができ、また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）から、産業技術の実用化に関する研究開発であって、福祉用具に係る技術の向上に資するものに対して助成を受けることができる。

一方、社会福祉サービスについては事業主体が公的機関（国、地方公共団体）や社会福祉法人に制限され、行政による「措置」の時代が続いていた。介護保険法（平成9年法律第123号）が施行された平成12年度以降、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）も含め、利用者による事業者選択と自己決定による「契約」の時代となり、福祉産業へ民間企業の参入が目立つようになり、利用者が福祉用具の貸与及び購入（修理に要する費用を含む）の支援サービスを享受できるようになった。

このように法制度の影響下における福祉用具開発の変遷と今後の方向性について、NEDOにおける福祉用具開発の助成事業（福祉用具実用化開発推進事業）の取組を一例に考察を行う。

2. 福祉用具の利用及び市場の変遷

<福祉用具の利用の変遷¹⁾>

介護保険法の導入以前の福祉用具の給付制度は公的に決められた福祉用具を行政機関の決定に基づき、提供するものであったために、福祉用具の利用者を主眼としたケアプランサービスの欠如が指摘されていた。介護保険法の導入により、要介護度に応じた額の居宅介護サービスの利用が保証され、福祉用具の貸与・購入費の支給を含めて利用者の選択により利用されるようになった。また、これまで障害者や障害児に対し支給等が行われる補装具の種目は、障害種別毎に定められていたが、障害者自立支援法の導入後、利用者の選択と自己決定を尊重した利用者本位のサービス利用制度となった。そして、介護保険制度におけるサービス利用方式は、社会保険制度における被保険者としての利用方式であるのに対して、障害者自立支援法は保険料の拠出は必要なく、租税を財源とした利用方式である一方、両制度ともに原則としてサービス量の1割を利用者が負担する（低所得者への配慮措置有り）。

介護保険法における福祉用具の保険給付対象は、「車いすやベッド等の貸与費」、「入浴、排泄等における福祉用具の購入費」、「住宅改修費（限度基準額が20万円のうち1割は自己負担）」であり、障害者自立支援法における給付対象は、「義肢や歩行器などの補助装具の購入又は修理」と「拡大読書器や盲人用時計等の市町村で給付等が行われる日常生活用具」である（表1）。

表1 介護保険法及び障害者自立支援法における貸与・購入対象及び購入又は修理に該当する福祉用具

介護保険法（第7条）で貸与に該当する福祉用具	車いす、手すり、車いす付属品、スロープ、特殊寝台、歩行器、特殊寝台付属品、歩行補助つえ、床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知機器、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）
介護保険法（第44条）で購入に該当する特定福祉用具	腰掛便座、簡易浴槽、特殊尿器、移動用リフトのつり具の部分、入浴補助用具
障害者自立支援法（第5条および76条）で購入又は修理に該当する補装具	義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意志伝達装置

＜福祉用具の市場の変遷＞

介護保険法及び障害者自立支援法が導入され、地域の相談支援事業等のケアマネジメントの下、利用者の選択（市場原理）に基づく福祉サービスが展開されるようになった。福祉用具（狭義）¹の市場規模は全体で1兆2,608億円（前年度比0.7%の微増）であり、介護保険法の導入以降、規模の増減はあるものの、市場全体は近年、安定している状況にあり横ばいである。表1における代表的な福祉用具の市場規模の推移（輸入品含む）及び介護保険法により市場化された福祉用具貸与における指定事業者数の推移は図1の通り示されるⁱⁱ⁾、ⁱⁱⁱ⁾。

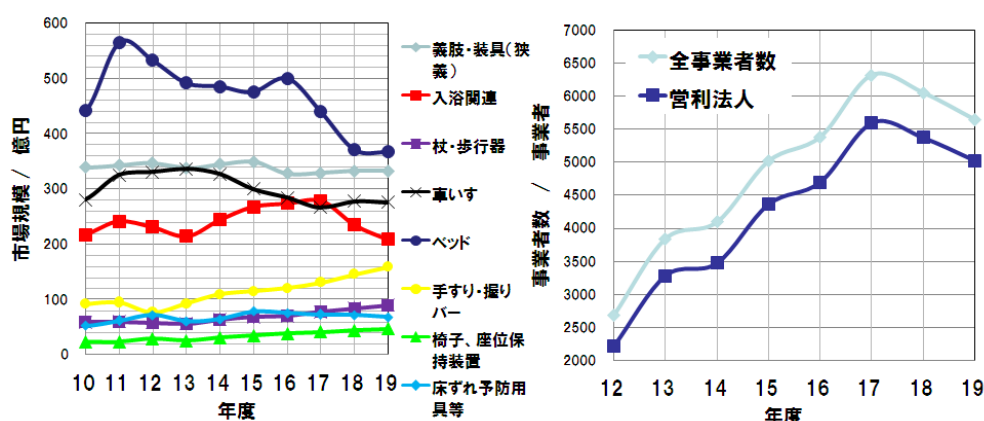


図1 福祉用具種別の市場ⁱⁱ⁾（左）及び福祉用具貸与事業者数ⁱⁱⁱ⁾（右）

個別の製品については法制度の移行等の影響を受けており、特にベッドは介護保険制度導入以降、障害者自立支援法の導入及び介護保険法の制度改定（新予防給付²において一部利用者は給付対象外）の影響を大きく受け、介護保険法導入時から平成19年度まで約3割縮小した。一方、手すり・握りバーにおいては介護保険制度導入以降、認知が広がり前年比約8%増で伸びている（図1左）。また、介護保険制度における福祉用具の貸与を担うのが営利企業（会社）を主とした指定福祉用具貸与事業者³であ

福祉用具（狭義）¹ 家庭用治療器、義肢・装具、在宅等介護関連分野（パーソナルケア関連、移動機器、家具・建具等）、コミュニケーション機器等で構成。なお、共用品を合わせると福祉用具（広義）となり、共用品は点字が刻印されている缶飲料、操作盤の位置を配慮したエレベータ等で構成（温水洗浄便座、ホームエレベータ、座席がシフトする乗用車は、福祉用具（狭義）と共用品双方に含まれる）。

新予防給付² 介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底するために、要支援を対象とした介護予防サービスが「介護予防通所介護」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防訪問介護」「介護予防福祉用具貸与」など、15種類のサービスが平成18年4月より新たに実施された。

指定福祉用具貸与事業者³ 介護保険制度において福祉用具を貸与するためには、福祉用具の保管及び消毒等の方法や設備、管理者等の指定要件を満たしているか各都道府県の判断により指定を受ける。

り、介護保険制度の導入以降、順調に事業者は増加していたが、平成17年度以降は減少傾向にある。

このように介護保険制度の導入以降、福祉用具市場の拡大は微増程度であり成熟期に至ったと考えられる。しかし、平成17年度以降は指定福祉用具貸与事業者が市場から撤退していることから示されるように、今後は衰退期に向かうと想定される。本稿では、介護保険法等の影響を受け、福祉用具開発を担ってきた開発事業者が福祉用具法の施行以降、どのような変遷を経てきたのか、NEDOにおける福祉用具実用化開発推進事業の取組を一例に分析し、今後の福祉用具開発の課題と改善提案を行う。

3. 福祉用具実用化開発推進事業の取組み

福祉用具法に基づき、NEDOでは平成5年度から福祉用具実用化開発推進事業を実施しており、優れた技術や創意工夫のある実用的な福祉用具の開発を助成金により支援している。



図2 福祉用具実用化開発推進事業の事業領域

当該助成事業では、概念設計や基礎的な研究を終えており、実用化する目的を有し、試作品による実証試験を行う等、実用化のための評価も含んでいる開発提案を対象として、外部有識者で構成される審査委員会で審査し、最大で3年、助成率は2/3以内、助成金額は3,000万円以内で採択する。

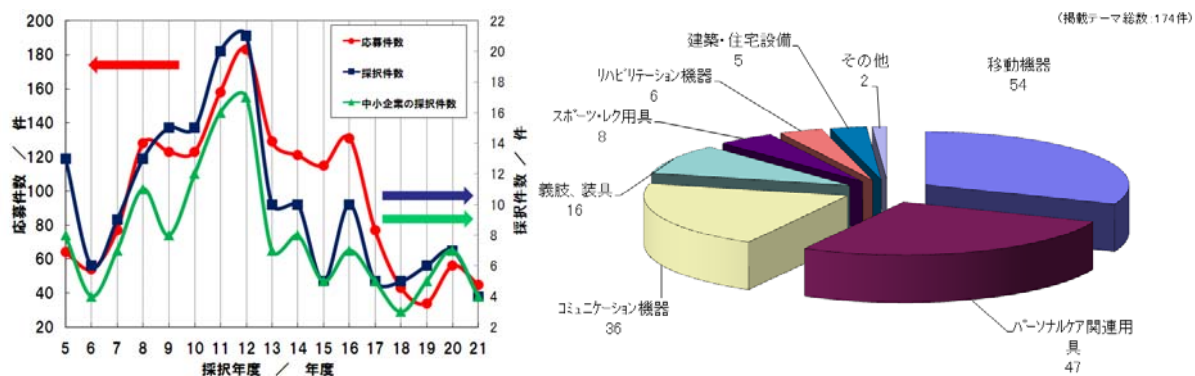


図3 提案及び採択件数の推移（左）及び採択テーマ実績（右）

我が国の主たる福祉用具開発の担い手は中小企業であり、当該事業においては平成5年度から平成21年度までに174件を採択し、その内の134件（77%）が中小企業である（図3左）。そして、採択テーマは車いす等の移動機器が最も多く、続いて入浴や排泄等のパーソナルケア関連用具、コミュニケーション機器である（図3右）。なお、平成20年度までに採択した事業者の内、87件（64%）が事業化を果たしている。

4. 福祉用具の研究開発から事業化に向けた課題分析と改善提案

今後、ますます少子高齢化が進んでいく我が国においては、障害者や高齢者の生活支援や社会活動支援等のニーズに福祉用具が対応していくとともに、介助者の業務負担を容易に低減できるようなサービスを福祉用具が提供するなど、福祉用具市場の潜在需要を掘り起こす取組がもとめられている。しかし、近年、福祉用具市場は、一部用具を除き概ね成熟期に達している。そこで福祉用具開発事業者における課題分析を行い、利用者ニーズに即した福祉用具開発や普及障壁等に対処するための改善提案を行う。

＜福祉用具開発事業者における普及課題と改善提案＞

当該事業に平成5年から平成19年度までに採択され、開発を実施した事業者に対するアンケート（有効回収率111件）とヒアリング（9社）及び外部有識者や業界団体へのヒアリング（9名）を取

りまとめた調査結果^{iv)}を基に、開発事業者における普及課題及びその原因を抽出。その結果をマーケティングの要素である4P⁴⁾に当てはめて整理し、開発事業者の取組の改善提案を行う（図4）。

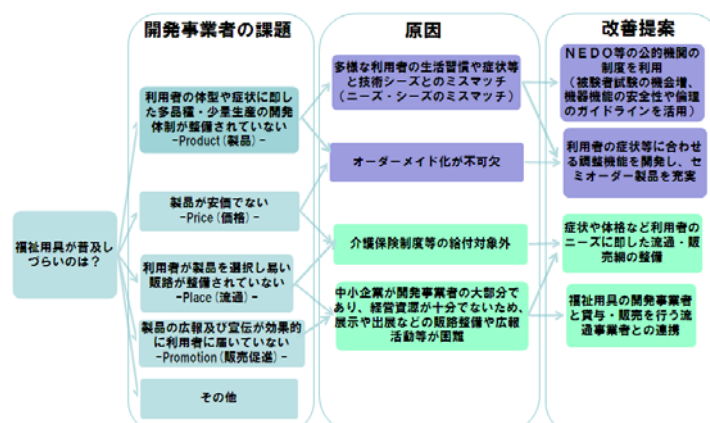


図4 福祉用具開発事業者における普及課題及び原因に対する改善提案

図2で示した「研究から開発」の段階では、Product（製品）及びPrice（価格）の課題が顕在化し、その原因を解決するには「利用者ニーズと技術シーズとのマッチング」や「利用者に即したオーダーメイド化」に対応しなければならない。これに対する課題改善として、「被験者試験等を公的機関の制度を利用する」、「セミオーダーメイド化を可能とする調整機能を開発する」の二点を提案したい。次に「開発から事業化」の段階ではPlace（流通）及びPromotion（販売促進）の課題が顕在化し、利用者側の費用対効果を念頭に課題解決する必要があることが明らかとなった。しかしながら、福祉用具開発の主体である中小企業においては、経営資源が十分でないため、自社単独で流通及び販売網を整備するのは困難であるため、開発した福祉用具の利用者を絞ったうえで、流通事業者と連携を図り、流通・販売網を整備し、広報及び宣伝に取り組むことを提案したい。また、流通事業者は利用者からのクレーム等に日々接しているため、利用者ニーズを開発事業者以上に把握している。そこで、流通事業者と連携し利用者ニーズを抽出し、そのニーズと中小企業独自のシーズのマッチングを図り、新たな福祉用具を開発することで普及促進に繋がると考えられる。

<まとめ>

福祉用具開発が介護保険法の給付対象に偏っているのは、開発主体である中小企業ではPrice（流通）及びPromotion（販売促進）に十分な経営資源を投入できないので、事業化リスクの低い給付対象に開発品目が集中するためである。結果として近年、福祉用具市場は成熟期に至ったと考えられる。そこで「開発事業者が流通事業者と連携し、流通及び販売網を整備する」、「流通事業者が利用者との日々のやり取りから見出した、新たなニーズを中小企業等の持っているシーズとマッチングさせ、新たな福祉用具の開発及び事業化を図る」事により、今後、福祉用具市場は拡大すると考えられる。

【参考文献】

- i) 「高齢者・障害者のための福祉用具活用の実務」 福祉用具活用協会 平成21年4月
- ii) 「介護サービス施設・事業所調査結果の概況」 厚生労働省
- iii) 「福祉用具産業市場動向調査報告【2007年度版】」 日本福祉用具・生活支援用具協会
- iv) 「平成19年度制度評価に係る深掘り調査」 NEDO 技術開発機構 平成20年3月

4 P⁴⁾ アメリカのマーケティング学者、ジェローム・マッカーシーが提唱した、マーケティングの要素として代表的な、製品（Product）、価格（Price）、プロモーション（Promotion）、流通（Place）からなる分類